

第4号議案

電源接続案件募集プロセスの募集要領（案）に対する  
確認結果について（通知予定日：平成28年4月20日）

（案）

一般電気事業者から本機関へ提出された電源接続案件募集プロセス募集要領（案）に関し、下表のとおり内容について妥当性を確認の上、通知する。

主宰者	エリア	受領日	確認結果
東北電力	福島県相馬エリア	H28.3.18	妥当

以上

添付：

電源接続案件募集プロセス 募集要領(案)の確認結果について  
(福島県相馬エリア)



東北電力株式会社  
ネットワークサービスセンター所長 殿

電力広域的運営推進機関  
システムアクセス室長

## 電源接続案件募集プロセス 募集要領(案)の確認結果について

当機関は、平成28年4月1日変更以前の送配電等業務指針第77条第2項に基づき貴社が提出した電源接続案件募集プロセスの募集要領(案)の内容を確認、検証した結果、下記のとおり、募集要領の案の内容が妥当であると認めましたので、同条第3項に基づき、その旨を通知いたします。

### 記

#### 1. 概要

- (1) 件名：福島県相馬エリアにおける電源接続案件募集プロセス 募集要領(案)
- (2) 受付日：平成28年3月18日

#### 2. 妥当性の確認結果

	確認項目	確認結果
(1)	募集規模（系統増強規模）の合理性	妥当
(2)	優先系統連系希望者決定方法の公平性	妥当
(3)	費用負担の適正性	妥当
(4)	募集の実行性、透明性	妥当
(5)	実施期間	妥当

#### 3. 別添資料

- (別添1) 電力広域的運営推進機関による妥当性確認の結果
- (別添2) 福島県相馬エリアにおける電源接続案件募集プロセス 募集要領(案)

#### 4. その他連絡事項

上記の妥当性の確認結果の内容等に関して、ご不明点等がありましたら、当機関のシステムアクセス室までお問い合わせください。

以上

担当：システムアクセス室 安岡  
TEL：03-6632-0904  
Email：[access-east@occto.or.jp](mailto:access-east@occto.or.jp)



**電力広域的運営推進機関による妥当性確認の結果**  
(福島県相馬エリアにおける電源接続案件募集プロセス 募集要領 (案))

項目	評価	確認内容	資料
<b>1 募集規模（系統増強規模）の合理性</b>			
工事費・工期について系統連系希望者の受容性があり、かつ合理的な範囲の潜在電源を受け入れることが可能な対策であるか	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全ての潜在電源を連系する場合は、工期が10年超と長期となり、工事費も高額となることから受容性が比較的低いと考えられる</li> <li>・ 選定した募集規模は、工事費・工期について受容性があると考えられる対策のうち、最も多くの潜在電源が連系できる内容となっており、妥当</li> <li>・ 応募量・入札量が少なかった場合には、募集規模を縮小することも可能</li> </ul>	—
選定した系統増強内容の工事費および工期は、妥当か	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当機関で用いている検証データと比較して、大きな乖離がないことを確認し、妥当</li> </ul>	—
<b>2 優先系統連系希望者決定方法の公平性</b>			
優先系統連系希望者の決定方法は、入札等の公平性及び透明性の確保された手続きか	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ モデル募集要領のとおり</li> </ul>	—
<b>3 費用負担の適正性</b>			
工事費を超過する入札額などの精算方法は、一部の発電事業者が過度に利益を享受したり、主宰する電力会社が利益を得るような仕組みになっていないか	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ モデル募集要領のとおり</li> </ul>	—

項目	評価	確認内容	資料
<b>4 募集の実行性、透明性</b>			
実施にあたって必要な内容（別表）が記載されているか	○	・記載あり（別表のとおり）	別表
プロセスの長期化を防止する仕組み講じているか	○	・モデル募集要領のとおり（入札保証金および工事費負担金補償金を設定）	—
不正を誘発したり、プロセスが不成立になり易い仕組みになっていないか	○	・モデル募集要領のとおり（不当に高額な入札による系統連系優先順位取得を抑止する工事費負担金補正方法を設定）	—
可能な限り透明性を確保できているか	○	・モデル募集要領のとおり（開札の広域機関の立会い、手続の詳細について明記）	—
<b>5 募集プロセスの実施期間</b>			
プロセス開始日から1年以内に完了するスケジュールとなっているか	○	・開始から完了まで約1年を予定（H28. 1. 19 開始 ～H29. 1 中旬完了予定）	—

別表 募集要領の必須記載事項

項目	関係規定	記載の有無
<b>1 入札募集の概要</b>		
募集する電源	—	①・無
募集対象とする工事の概要	—	①・無
募集対象エリア	—	①・無
募集スケジュール	規程第 88 条	①・無
<b>2 募集の実施</b>		
応募方法、申込み提出先	規程第 81 条第 4 項 指針第 122 条	①・無
申込み済みの契約申込み案件が応募した場合の取扱い	—	①・無
接続検討(1回目[応募後])の検討条件、 工事費負担金算定方法	規程第 81 条第 5 項	①・無
入札方法	規程第 83 条	①・無
開札方法	規程第 83 条	①・無
優先系統連系希望者の決定方法	規程第 83 条	①・無
再接続検討(優先系統連系希望者決定後)の検討条件、 工事費負担金算定方法	規程第 84 条	①・無
入札負担金が入札対象工事費を超過する 場合の入札負担金補正方法	—	①・無
優先系統連系希望者に対する工事費負担金 共同負担の意思確認方法	規程第 85 条	①・無
工事費負担金共同負担の意思確認が取れない 場合の取扱い	規程第 86 条	①・無
工事費負担金確定後の工事費負担金の負担に 関する契約の書面での締結	規程第 87 条第 1 項	①・無
募集プロセスの完了(成否)条件	規程第 87 条第 2 項	①・無
募集プロセス成立に伴う契約申込み	指針第 123 条	①・無
募集プロセス不成立時の取扱い	—	①・無
募集プロセスの中止	規程第 89 条	①・無
募集プロセスの結果公表	規程第 87 条第 3 項	①・無
<b>3 工事費負担金および工事完了後の精算</b>		
工事費負担金の算出方法	—	①・無
工事完了後における工事費実費と工事費負担金 契約額の過不足額の精算方法	—	①・無
当該設備の使用開始後 3 年までに新たに 利用する事業者から申し受ける工事費負担金の 精算方法	—	①・無
<b>4 その他</b>		
送電系統の容量確保	規程第 77 条第 6 項	①・無
募集プロセス実施中のアクセス申込み (事前相談、接続検討、契約申込み、同時 申込み)の取扱い	—	①・無
申込み済みの契約申込み案件が応募した 場合の取扱い	—	①・無
応募後の辞退手続き	—	①・無





# 福島県相馬エリアにおける電源接続案件募集プロセス 募集要領(案)

平成28年4月XX日

東北電力株式会社



本募集要領で使用する用語は、特に定義しない限り、電気事業法その他の関係法令ならびに電力広域的運営推進機関の定款、業務規程および送配電等業務指針における用語と同一の意味を有するものとしたします。

## 目 次

1	電源接続案件募集プロセスの概要	1
2	電源接続案件募集プロセスの流れ	4
3	工事費負担金について	16
4	工事費負担金の補償契約について	19
5	工事完了後の新規発電設備連系における入札対象設備の精算について	20
6	辞退の手續について	21
7	その他	22

- (別紙1) 対象設備、対策工事内容
- (別紙2) 募集対象エリア
- (別紙3) 電源接続案件募集プロセスの流れ
- (別紙4) 提出・問合せ先（窓口）
- (別紙5) 電源接続案件募集プロセスの成否等について
- (別紙6) 入札において新旧費用負担ルール適用者が混在する場合の  
系統連系順位決定方法等について
- (別紙7) 電源接続案件募集プロセスにおける系統連系順位の決定  
及び工事費負担金算定イメージ（例示）
- (別紙8) 入札対象工事実施後における募集対象エリアの空き容量マッピング
  
- (様式1) 応募申込書
- (様式2-1) 入札書
- (様式2-2) 入札申込書
- (様式3-1) 共同負担意思確認書（共同負担の意思がある場合）
- (様式3-2) 共同負担意思確認書（共同負担の意思がない場合）
- (様式4) 辞退書

## 1 電源接続案件募集プロセスの概要

- ・当社は、系統連系希望者からの電源接続案件募集プロセス開始申込みを受けたことを踏まえ、平成28年1月19日に電源接続案件募集プロセスを開始いたしました。つきまして、本募集要領により、次のとおり、系統連系希望者の負担（以下「特定負担」といいます。）となる工事費負担金を共同負担する電源を募集します。

### 1. 1 共同負担者募集の対象となる入札対象工事の概要

#### (1) 対象設備および対策工事内容（別紙1）

- 66kV鹿島支線 接続変更工事
- 66kV新川俣線（仮称） 新設工事

#### (2) 入札対象工事の工事費総額

約25億円（税抜）※1 ※2 ※3

※1 国の「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」（平成27年11月6日、資源エネルギー庁。以下「費用負担ガイドライン」といいます。）に基づく費用負担ルール（以下「新費用負担ルール」といいます。）における算定額は、特定負担：約12億円、一般負担（託送料金を通じて広く系統利用者が負担する費用）：約13億円です。

※2 費用負担ガイドライン公表前の費用負担ルール（以下「旧費用負担ルール」といいます。）においては、FIT法に定める認定発電設備（以下「FIT電源」といいます。）の場合、工事費総額が特定負担となります。

※3 机上検討での算定額であり、調査測量等も踏まえた詳細検討の結果、工事費が変動する可能性があります。特に本件については、66kV既設超高圧送電線との交差個所の既設超高圧送電線の鉄塔建替（嵩上げ）が必要となる可能性がありますのでご注意ください。

#### (3) 工事完了予定時期※4

電源接続案件募集プロセス完了時から約5年3か月後（平成34年度頃目途）

※4 実際の工事完了時期は、募集スケジュール、対策工事に伴う用地交渉等により、当初の予定から変動する可能性があります。特に本件については、ルート周辺は埋蔵文化財包蔵地が存在するため、埋蔵文化財調査が必要となり、工事が長期化する可能性がありますのでご注意ください。

#### (4) 対策工事による効果

対象設備の系統連系可能量が131,500kW増加

## 1. 2 募集する容量

- ・募集エリア全体で131,500kWを募集します。
- ・エリア区分ごとの募集規模は次表のとおりです。エリア区分の詳細は別紙2を参照下さい。

募集エリア	主な対象地域	募集容量	
		エリア別	合計
エリアⅠ	相馬市の一部 相馬郡新地町の全域	129,600kW	131,500kW
エリアⅡ	相馬市の一部 南相馬市鹿島区の一部 南相馬市原町区の一部	1,900kW	

## 1. 3 共同負担を募集する電源

- ・別紙2のエリア内において、高圧又は特別高圧の送電系統に連系して電力を流入する発電設備等<sup>※5</sup>

※5 同一事業地における50kW以上の設備を50kW未満の設備に分割したFIT電源を含みます。

## 1. 4 留意事項

- ・発電設備等の連系等には入札対象工事以外の対策工事も必要となります。(工事費負担金については後記3参照)
- ・発電設備等の連系等に必要となる工事費負担金(概算)は、接続検討および再接続検討の回答においてお示しします。

## 1. 5 電源接続案件募集プロセススケジュール<sup>※6</sup>

平成 28 年 1 月 19 日	・電源接続案件募集プロセス開始・公表
平成 28 年 4 月 XX 日	・募集要領の公表
平成 28 年 4 月 26 日	・説明会の開催（1 回目） ・応募の受付開始
平成 28 年 5 月 12 日	・説明会の開催（2 回目）
平成 28 年 5 月 25 日	・応募の受付締切 ・応募書類の内容確認【受領後速やかに】
平成 28 年 6 月 1 日	・接続検討の開始
平成 28 年 8 月下旬頃	・接続検討結果の回答 ・入札の受付開始
平成 28 年 9 月下旬頃	・入札の受付締切 ・入札保証金の入金期限（開札日の前日まで） ・開札（優先系統連系希望者の決定） ・再接続検討の開始
平成 28 年 11 月下旬頃	・再接続検討結果の回答
平成 28 年 12 月中旬頃 ～ 平成 29 年 1 月中旬頃	・再接続検討の結果を踏まえた共同負担意思の確認 ・工事費負担金補償契約の締結 ・電源接続案件募集プロセスの完了 ・電源接続案件募集プロセスの結果公表

※6 スケジュールについては、応募の状況等により変更となる可能性があります。

## 2 電源接続案件募集プロセスの流れ（別紙3参照）

### 2. 1 応募の申込み（接続検討の申込み）

#### （1）応募申込書の提出

##### a 提出書類

- ・応募申込書（様式1）
- ・添付書類（後記2. 1（2）参照）

##### b 提出方法

- ・応募書類を持参または郵送にて提出してください。ただし、郵送の場合、簡易書留等の配達記録が残る方法にて提出してください。応募書類を受領いたしましたら、当社から受付番号を記載した写しを返送いたします。

##### c 提出先

- ・別紙4の窓口にご提出ください。

##### d 応募期間

- ・応募期間：平成28年4月26日（火）～平成28年5月25日（水）  
（郵送の場合、平成28年5月25日（水）必着）
- ・受付時間：午前9時～午前12時および午後1時～午後5時  
（ただし、土・日・祝日を除く）

##### e 提出部数

- ・1部

#### （2）添付書類等

##### a 接続検討関係書類等

- ・接続検討申込書<sup>※7※8</sup>
- ・検討料（20万円＋消費税等相当額）<sup>※9※10</sup>

※7 経済産業大臣から一般送配電事業の許可を受けている特定系統連系希望者又は一般送配電事業者が親子法人等である特定系統連系希望者の接続検討申込先は、必ず電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」といいます。）として下さい。また、特定系統連系希望者（1万キロワット以上の発電設備等の連系等を希望する者）が希望する場合においても、当社ではなく広域機関に対して接続検討の申込みを行うことも可能です。

※8 次に該当する場合は、次の資料で代替することが可能です。

- ・接続検討申込済みで回答未受領（未回答）の場合：接続検討申込書の写し
- ・接続検討の回答を受領済みの場合：接続検討回答書の写し

※9 接続検討申込済みで回答未受領（未回答）の応募者については、検討料を不要とします。ただし、電源接続案件募集プロセスにおいて接続検討を行うことから、申込済みの接続検討に対し、個別に回答はいたしません。

※10 応募書類を受領後に検討料の請求書または振込用紙を送付いたしますので、接続検討開始予定日の前日までに指定の口座にお振込みください。なお、振込手数料は応募者負担とします。また、応募書類の受領から当社による検討料の請求書または振込用紙の発送までに5営業日程度を要することから、早めの応募書類提出に努めていただきますようお願いいたします。

b 契約関係書類等

- ・国が発行する設備認定通知書の写し<sup>※11</sup>（FIT電源（太陽光）の場合）
- ・契約申込書の写し（契約申込み（同時申込みの場合を含む。）を行った系統連系希望者が電源接続案件募集プロセスに応募した場合で、旧費用負担ルールにおける工事費負担金算定を希望する場合）
- ・FIT法に係る告示に規定する接続申込書の写し（平成24、25年度に同申込書を提出した系統連系希望者が電源接続案件募集プロセスに応募した場合で、旧費用負担ルールにおける工事費負担金算定を希望する場合）

※11 FIT電源（平成25年度までに認定を受けた、同一事業地における50kW以上の設備を50kW未満の設備に分割したものを含む）の場合に必要となります。応募時に認定通知書の写しをご提出できない場合には、設備認定後、特定契約申込みまでにご提出いただく必要があります。

(3) 申込み済みの契約申込み等の取扱い

- ・電源接続案件募集プロセスは、工事費負担金を単独負担することを前提とした通常の契約申込みと異なり、工事費負担金を共同負担する系統連系希望者を募集する手続です。
- ・そのため、電源接続案件募集プロセスに応募した場合、原則として、申込み済みの契約申込みおよびFIT法に係る告示に規定する接続申込み（以下「契約申込み等」といいます。）は取り下げたものとみなします。その場合、応募者の工事費負担金算定においては、原則として、新費用負担ルールが適用されます。
- ・ただし、今回の募集に際しては、次の手続を行うことにより契約申込み等を維持することが可能です。
  - a 費用負担ガイドラインの公表日（平成27年11月6日）より前に契約申込み等を行っている場合
    - ・入札時に入札書（様式2-1）の「5. 契約申込み等の維持の希望」において、「申込み済みの契約申込み等の維持 及び 旧費用負担ルールの適用を希望」を選択する。
    - ・なお、その場合は旧費用負担ルールが適用されます。
  - b 費用負担ガイドラインの公表日（平成27年11月6日）以後に契約申込み等を行っている場合
    - ・入札時に入札書（様式2-1）の「5. 契約申込み等の維持の希望」において

て、「申込み済みの契約申込みの維持を希望」を選択する。

- ・なお、その場合は新費用負担ルールが適用されます。
- ・費用負担ガイドライン公表日より前に契約申込み等をされた応募者の場合は、応募時に応募申込書（様式1）の「6. 旧費用負担ルールにおける工事費負担金算定の希望」において、「新費用負担ルールに加えて旧費用負担ルールにおける工事費負担金算定を希望」を選択することで、接続検討回答において新費用負担ルールおよび旧費用負担ルールにおける工事費負担金算定額を回答します。

#### （4）留意事項

- ・1発電地点を1申込みとします。
- ・原則として、応募締切後の応募書類の変更は認めません。
- ・当社から追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ・応募書類に不備がある場合（発電地点や受電地点が不明確な場合等）は応募書類の補正を求める場合があります。
- ・接続検討開始予定日の前日までに応募書類の補正がなされない場合または検討料のお振込みがなされない場合は、原則として、応募を無効とします。
- ・応募容量が当社の想定を著しく上回り、系統増強規模の拡大が望ましい場合には、募集容量を見直した上で、再度、募集を実施することがあります。
- ・応募容量が募集容量を著しく下回った場合等において、募集容量に記載した対策工事の内容では電源接続案件募集プロセスが成立する蓋然性が低いと考えられる場合は、系統増強規模を縮小し、対策工事の内容を変更することがあります。なお、その場合には、接続検討回答時にご連絡いたします。
- ・応募者から提出を受けた資料は電源接続案件募集プロセスの遂行以外の目的で使用いたしません。また、同資料については、電源接続案件募集プロセスの成立・不成立にかかわらず返却いたしません。

### 2. 2 接続検討の実施

- ・応募の締切後、応募書類に基づき、すべての応募（接続検討回答済みのものも含む。）について、接続検討を行います。

### 2. 3 接続検討結果の回答

- ・接続検討の結果は、原則として、接続検討開始予定日から3か月以内に回答いたします。
- ・応募者に対しては、接続検討の回答に際し、応募受付件数と応募容量をお知らせいたします（別紙5参照）。



## 2. 4 入札

### (1) 入札手続

- ・ 接続検討の回答後、入札を希望する応募者は、入札対象工事に関する工事費負担金として、入札負担金単価を記載した入札関係書類を入札締切日までに提出してください。
- ・ 入札における最低入札負担金単価は、原則として、入札対象工事の工事費用〔特定負担分〕を応募容量で除した単価<sup>※12</sup>とし、接続検討の回答時に通知いたします。  
なお、参考値として、入札対象工事の工事費用〔特定負担分〕を募集容量で除した単価は約0.9万円/kW（税抜）<sup>※13</sup>となります。
- ・ 入札負担金単価の最小単位は1円/kWといたします。

※12 応募容量が募集容量を上回る場合は、原則として、入札対象工事の工事費用〔特定負担分〕を募集容量で除した単価とします。

※13 新費用負担ルールに基づく算定額になります。旧費用負担ルールに基づき入札対象工事の工事費用を募集容量で除した単価は約1.9万円/kW（税抜）となります。

#### a 提出書類

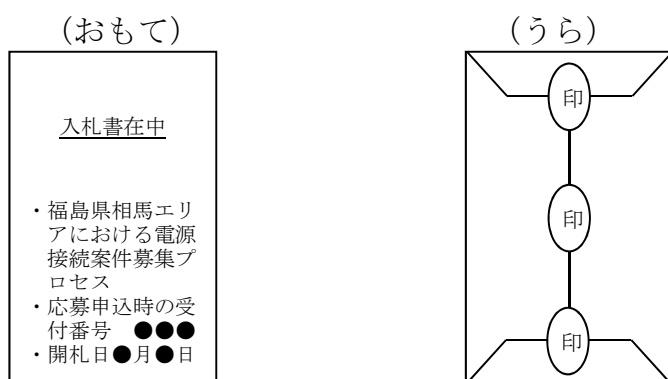
- ・ 入札書（様式2-1）
- ・ 入札申込書（様式2-2）

#### b 提出方法

- ・ 封筒は、次のとおり中封筒と外封筒の二重封筒としてください。

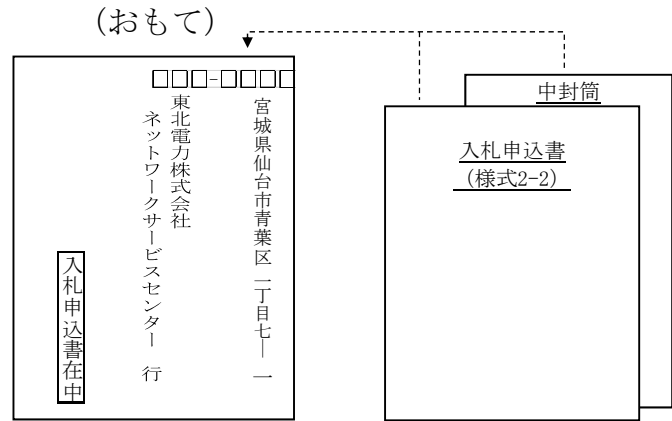
##### (a) 中封筒

入札書（様式2-1）を封入のうえ、封印してください。また「入札書在中」と表記するとともに「福島県相馬エリアにおける電源接続案件募集プロセス（電源接続案件募集プロセスの名称）」「応募申込時の受付番号」「開札日」を記載してください。



(b) 外封筒

入札書（様式2-1）を封入した中封筒と入札申込書（様式2-2）を、  
接続検討回答を送付した際に同封した入札申込書送付用の封筒に入れ、封  
緘してください。



- 入札書提出について記録が残るよう、簡易書留等の配達記録が残る郵送方法にて、入札締切日必着にて提出してください。
- 押捺する印は、『応募申込書（様式1）』と同一としてください。
- 当社は、外封筒を開封し、必要事項を確認の上、受領証を発行いたします。

c 提出先

- 東北電力株式会社 ネットワークサービスセンター  
〒980-8550 宮城県仙台市青葉区本町1丁目7番1号  
(接続検討回答を送付した際に同封した入札申込書送付用の封筒に記載済)

d 入札期限

- 平成28年9月頃（応募者には接続検討の回答時に別途お知らせいたします）

e 提出部数

- 1部

f 留意事項

- 以下の場合には系統連系希望者の入札が無効となります。なお、その場合には、  
通知の上、入札保証金（後記2.4(2)参照）を返金いたします。
  - (a) 記名押捺がないもの
  - (b) 意思表示の内容が不明確なもの
  - (c) 提出書類に虚偽の記載があるもの
  - (d) 入札保証金のお振込みがない、または、不足しているもの
- 電源接続案件募集プロセスの応募者以外は入札できません。
- 入札締切後は入札負担金単価の変更はできません。

- ・費用負担ガイドライン公表日より前に契約申込み等を行った応募者が、申込み済みの契約申込み等を維持して旧費用負担ルールの適用を希望する場合は、入札書（様式2-1）の「5. 契約申込み等の維持の希望」において「申込み済みの契約申込み等の維持 及び 旧費用負担ルールの適用を希望」を選択してください。なお、応募時に、応募申込書（様式1）の「6. 旧費用負担ルールにおける工事費負担金算定の希望」において「新費用負担ルールに加えて旧費用負担ルールにおける工事費負担金算定を希望」を選択していない場合は、併せて必要書類（前記2. 1（2）参照）を提出してください。
- ・費用負担ガイドライン公表日以後に契約申込み等を行った応募者が、申込み済みの契約申込みの維持を希望する場合は、入札書（様式2-1）の「5. 契約申込み等の維持の希望」において、「申込み済みの契約申込みの維持を希望」を選択してください。併せて、契約申込書の写しを提出して下さい。
- ・上記の選択がないものについては、申込み済みの契約申込み等は取り下げたものとみなし、新費用負担ルールを適用します。
- ・費用負担ガイドライン公表日より前に契約申込み等を行った応募者における旧費用負担ルールの適用については、原則として、入札以降、適用する費用負担ルールの変更は認めませんのでご注意ください。

## （2）入札保証金

### a 入札保証金額

- ・入札にあたっては、次の①または②のいずれか高い方の金額を入札保証金としてお振込みください。

$$\text{① 入札負担金単価 [円/kW] (税抜) } \times \text{最大受電電力 [kW]} \times 5\% \\ + \text{消費税等相当額}$$

$$\text{② 20万円} + \text{消費税等相当額}$$

- ・入札保証金は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨ててください。

### b 振込方法と期限

- ・入札保証金は開札日の前日までにお振込みください。なお、振込手数料は入札者負担とします。
- ・振込方法および期限については、接続検討の回答とあわせてご案内します。
- ・振込期限までに入札保証金のお振込みがない場合、または、入札保証金が不足する場合は、原則として、入札は無効とし、応募者がおこなったすべての行為（接続検討の申込み、契約申込み等（電源接続案件募集プロセス応募前に申込済みのものを含む）、応募等）も無効といたします。

### c 入札保証金の取扱い

- ・入札保証金の取扱いは、以下のとおりといたします。
  - (a) 優先系統連系希望者の入札保証金
    - ア 電源接続案件募集プロセスが成立した場合
      - ・当該優先系統連系希望者が負担する工事費負担金に充当する。
    - イ 電源接続案件募集プロセスが不成立であった場合
      - ・電源接続案件募集プロセスの完了後、入札申込書（様式2-2）に記載の口座に返金する。
  - (b) 優先系統連系希望者とならなかった系統連系希望者（以下「非優先系統連系希望者」といいます。）の入札保証金
    - ・電源接続案件募集プロセスの完了後、入札申込書（様式2-2）に記載の口座に返金する。
- ・上記にかかわらず、入札者が電源接続案件募集プロセスを辞退した場合（同プロセスの辞退については後記6参照）は、次の場合を除き、入札保証金を没収いたします。
  - (a) 再接続検討の回答における工事費負担金（入札対象工事を除く。）が、接続検討の回答における提示額（入札対象工事を除く。）を超過することを理由に辞退した場合
  - (b) 天災地変、戦争、暴動、内乱その他不可抗力によって電源接続案件募集プロセスを辞退せざるを得なくなった場合<sup>\*14</sup>
- ・入札者から没収した入札保証金の取扱いは、以下のとおりといたします。
  - (a) 電源接続案件募集プロセスが成立した場合
    - ・入札対象工事に要する工事費（以下「入札対象工事費」といいます。）に充当する。
  - (b) 電源接続案件募集プロセスが不成立となった場合
    - ・電源接続案件募集プロセスの完了後、入札申込書（様式2-2）に記載の口座に返金する。
- ・入札保証金を返金する際に利息は付しません。また、返金に伴う振込手数料は入札者負担とします。

※14 当社は、必要に応じて、広域機関の助言を求めた上で、本項の適用について判断いたします。

## 2. 5 開札および優先系統連系希望者の決定

### (1) 開札

- ・開札は、広域機関の立会いのもと、当社のネットワークサービスセンターにて、公正に実施します。

## (2) 優先系統連系希望者の決定

- ・入札者の連系等の優先順位（以下「系統連系順位」といいます。）は、入札負担金単価が高い順に決定<sup>※15</sup>し、募集容量の範囲内の系統連系順位の入札者を優先系統連系希望者とします（別紙5参照）。
- ・優先系統連系希望者が連系等を希望しないこと等により、非優先系統連系希望者が繰り上がりで優先系統連系希望者になることがあります。
- ・同一単価の入札者間の系統連系順位は、原則として、抽選により決定します。抽選は、広域機関の立会いのもと、当社のネットワークサービスセンターにて、公正に実施します。

※15 新費用負担ルール適用者と旧費用負担ルール適用者の入札があった場合、双方の費用負担ルールが異なるため、旧費用負担ルール適用者と新費用負担ルール適用者の入札負担金単価を単純に比較することは適当ではありません。そこで、入札者に新旧の費用負担ルール適用者が混在する場合は、新費用負担ルール適用者の入札負担金単価を補正した単価にて系統連系順位を決定します。（別紙6参照）

## (3) 電源接続案件募集プロセスの成立条件（別紙6参照）

- ・電源接続案件募集プロセスの成立条件は以下を満たす場合とします。

$$( \textcircled{1} + \textcircled{2} ) \text{※16} \geq \textcircled{3}$$

- ①：優先系統連系希望者の「入札負担金単価（税抜）×最大受電電力」の合計
- ②：優先系統連系希望者のうち新費用負担ルール適用者の「一般負担単価<sup>※17</sup>×最大受電電力」の合計
- ③：入札対象工事費（税抜）

※16 入札以降の辞退等により、没収された入札保証金が発生した場合は、左辺に加算します。

※17 一般負担単価 = 入札対象工事費のうち新費用負担ルールにおける一般負担額（税抜）／優先系統連系希望者の最大受電電力の合計

## (4) 開札後の通知

- ・開札の結果、電源接続案件募集プロセスの成立条件を満たしている場合は、入札者に対して次の内容を通知します。
  - a 優先系統連系希望者
    - ・入札負担金単価
    - ・適用される費用負担ルール（新費用負担ルール または 旧費用負担ルール）
    - ・優先系統連系希望者である旨
  - b 非優先系統連系希望者
    - ・入札負担金単価
    - ・適用される費用負担ルール（新費用負担ルール または 旧費用負担ルール）

- ・非優先系統連系希望者である旨および優先系統連系希望者が連系等を希望しない場合等には、優先系統連系希望者となる可能性がある旨

#### (5) 電源接続案件募集プロセスの不成立

- ・優先系統連系希望者の入札負担金が電源接続案件募集プロセスの成立条件を満たさない場合は、原則として<sup>※18</sup>、その時点で電源接続案件募集プロセスは不成立とし、その旨を入札者に通知します。この場合、電源接続案件募集プロセスにおいて、系統連系希望者が行ったすべての行為（接続検討申込み、契約申込み等（電源接続案件募集プロセス応募前に申込済みのものを含む）、応募および入札等）は無効となります。

※18 広域機関の確認を経たうえで、対策規模を縮小させる等により、電源接続案件募集プロセスの成立を図ることがあります。

#### (6) 留意事項

- ・発電地点が重複する優先系統連系希望者が確認された場合、当該優先系統連系希望者にその状況をお知らせしますので、他の重複する優先系統連系希望者や土地所有者等と調整を行ってください<sup>※19</sup>。なお、当社は、かかる調整に関する仲介・あっせんを行いません。また、当社は、諸契約締結後でも、発電地点が重複することにより発生した損害は補償いたしません。

※19 調整のため、重複している優先系統連系希望者の連絡先をお伝えすることがあります。

### 2. 6 再接続検討の実施

- ・当社は、優先系統連系希望者の決定後、系統連系順位に基づき、すべての優先系統連系希望者について再接続検討を実施します。

### 2. 7 再接続検討の結果の回答

- ・再接続検討の結果を優先系統連系希望者に回答いたします。

### 2. 8 共同負担意思の確認

- ・優先系統連系希望者は、再接続検討の回答内容をご確認の上、原則として、回答書の発送日から15営業日以内に、工事費負担金を共同負担した上で連系等を希望するか否かを、共同負担意思確認書（様式3-1または様式3-2）をもってご回答下さい。
- ・優先系統連系希望者が、工事費負担金の共同負担意思が無く、連系等することを希望しない場合には、電源接続案件募集プロセスを辞退したものとして取り扱います。この場合、入札保証金を没収し、系統連系希望者が行ったすべての行為（接

続検討の申込み、契約申込み等（電源接続案件募集プロセス応募前に申込済みのものを含む）、応募および入札等）は無効といたしますので、ご留意ください（前記2. 4（2）c参照）。

- ・上記期限内に共同負担意思確認書（様式3-1または様式3-2）を提出いただけない場合は、正当な理由がない限り、工事費負担金の共同負担意思が無く、連系等を希望しないものとして取り扱います。この場合、入札保証金を没収し、系統連系希望者が行ったすべての行為（接続検討の申込み、契約申込み等（電源接続案件募集プロセス応募前に申込済みのものを含む）、応募および入札等）は無効といたします。
- ・優先系統連系希望者が、工事費負担金の共同負担意思が無く、連系等を希望しない場合には、当該優先系統連系希望者を控除した上で、再度、優先系統連系希望者を決定し、再接続検討を実施いたします。この場合、悪影響を受ける優先系統連系希望者および繰り上がりで優先系統連系希望者となる非優先系統連系希望者がいる場合には、当該系統連系希望者にその旨を連絡いたします。
- ・すべての優先系統連系希望者から工事費負担金の共同負担の意思があり、連系等を希望することを確認できた場合に工事費負担金の額が確定するものとします。
- ・一部または全部の優先系統連系希望者が、工事費負担金の共同負担意思が無く、連系等を希望しなかったことにより、電源接続案件募集プロセスの成立条件を満たさなくなった場合は、原則として<sup>\*18</sup>、その時点で同プロセスは不成立とし、その旨を入札者に通知いたします。この場合、電源接続案件募集プロセスにおいて、系統連系希望者が行ったすべての行為（接続検討申込み、契約申込み等（電源接続案件募集プロセス応募前に申込済みのものを含む）、応募および入札等）は無効となります。

## 2. 9 工事費負担金補償契約の締結

- ・工事費負担金が確定した場合は、優先系統連系希望者には、工事費負担金の確定日から、原則として、10営業日以内に当社との間で工事費負担金補償契約を締結していただきます。
- ・上記期限内に工事費負担金補償契約を締結していただけない場合は、正当な理由がない限り、工事費負担金の共同負担意思が無く、連系等を希望しなかったものとして取り扱います。この場合、前記2. 8のとおり、電源接続案件募集プロセスを辞退したものとして取り扱い、入札保証金を没収し、系統連系希望者が行ったすべての行為（接続検討の申込み、契約申込み等（電源接続案件募集プロセス応募前に申込済みのものを含む）、応募および入札等）は無効といたしますので、ご留意ください。
- ・一部または全部の優先系統連系希望者が工事費負担金補償契約を締結しない場合、前記2. 8の工事費負担金の確定は無効とし、再度、工事費負担金を算定いたし

ます。

## 2. 10 電源接続案件募集プロセスの完了

- すべての優先系統連系希望者との間で工事費負担金補償契約を締結できた場合、電源接続案件募集プロセスは成立するものとし、同プロセスを完了いたします。
- 電源接続案件募集プロセスが成立した場合には、すべての入札者に速やかにその旨を通知するとともに、工事費負担金補償契約を締結した優先系統連系希望者に対し、契約申込みの手續についてご案内いたします。
- 電源接続案件募集プロセスが成立した場合には、非優先系統連系希望者が行ったすべての行為（接続検討申込み、契約申込み等（電源接続案件募集プロセス応募前に申込済みのものを含む）、応募および入札等）は無効となります。
- 電源接続案件募集プロセスの成立以降、優先系統連系希望者が連系等をできなくなった場合は、当該優先系統連系希望者には、工事費負担金補償契約に基づく工事費負担金補償金をご負担いただきます。

## 2. 11 電源接続案件募集プロセスの結果の公表

- 当社は、電源接続案件募集プロセスの完了後、以下のとおり、同プロセスの結果について公表いたします（ただし、dおよびeは電源接続案件募集プロセスが成立した場合に限ります）。
  - a 電源接続案件募集プロセスの成否
  - b 応募件数・応募容量
  - c 入札件数・入札容量・入札総額・平均入札負担金単価
  - d 優先系統連系希望者の件数・連系容量・入札総額・平均入札負担金単価
  - e 没収された入札保証金の件数・総額 等

## 2. 12 契約申込み

- 電源接続案件募集プロセスの完了後、優先系統連系希望者には、再接続検討の回答内容を反映した内容で、契約申込み（同時申込みの場合、意思表示書の提出）を行っていただきます。
- 契約申込み（同時申込みの場合、意思表示書の提出）後、当社との間で、接続契約、工事費負担金契約その他の必要となる契約を締結させていただきます。
- 契約申込み（同時申込みの場合、意思表示書の提出）後、当社と接続契約の締結または託送供給（連系）承諾したにもかかわらず、正当な理由なく、当社の指定する期日までに工事費負担金契約を締結していただけない場合には、当社は、優先系統連系希望者との間で締結した接続契約その他の契約を解除できるものとし、この場合、契約を解除された優先系統連系希望者に対しては、工事費負担金補償契約に基づき、工事費負担金補償金をご負担いただきます。また、系統連



系希望者が行ったすべての行為（接続検討の申込み、契約申込み等（電源接続案件募集プロセス応募前に申込済みのものを含む）、応募および入札等）は無効いたします。

### 3 工事費負担金について

#### 3. 1 工事費負担金の算出方法

・優先系統連系希望者が送電系統に連系等をするにあたっては、以下の工事費の合計額を工事費負担金としてご負担いただきます。

(1) 入札対象工事

・入札負担金単価 [円/kW] × 最大受電電力 [kW]

(2) 電源線工事

・電源線の新設工事費用または既設設備の対策工事費用

ただし、複数の優先系統連系希望者で電源線を共用する場合は、共用する部分の工事費を共用する優先系統連系希望者<sup>※20</sup>の最大受電電力で按分した金額といたします。

(3) 変電所・バンク逆潮流対策工事

・変電所・バンク逆潮流対策工事費用<sup>※21</sup>

(4) その他供給設備工事

・その他供給設備工事費用（上位系統の送電線増強工事費用、配電用変電所増強工事費用等）のうち、系統連系希望者の特定負担に帰するもの

ただし、複数の優先系統連系希望者で対策設備を共用する場合は、共用する部分の工事費〔特定負担分〕を共用する優先系統連系希望者<sup>※20</sup>の最大受電電力で按分した金額といたします。

(5) 一般負担の限界（後記7. 7参照）

・新費用負担ルールにおける入札対象工事およびその他供給設備工事の一般負担合計額のうち、広域機関が指定する基準額（以下「一般負担の上限額」といいます。）を超過したもの

ただし、複数の優先系統連系希望者で対策設備を共用する場合は、共用する部分の工事費〔一般負担分〕を共用する優先系統連系希望者<sup>※20</sup>の最大受電電力で按分した金額の合計額のうち、一般負担の上限額を超過したもの

※20 対策工事の起因となる系統連系順位以降の優先系統連系希望者で共用します。

※21 託送供給等約款により算出いたします。

#### 3. 2 入札前の接続検討における工事費負担金の回答内容

・前記3. 1にかかわらず、入札前の接続検討時点においては、系統連系順位が未決定のため、すべての応募者が連系等を行うことを前提に、以下の内容で工事費負担金の金額を回答いたします<sup>※22</sup>。

(1) 入札対象工事

- ・入札対象工事の総工事費のうち特定負担分

(2) 電源線工事

- ・応募された発電設備等が単独で連系等をした場合の工事費負担金
- ・他の応募者と電源線を共用する場合の工事費負担金（容量按分負担時<sup>※23</sup>、単独全額負担時）

(3) 変電所・バンク逆潮流対策工事

- ・すべての応募者が連系等をするを前提として、連系先の配電用変電所でバンク逆潮流対策工事が必要となる場合には、その工事費負担金<sup>※21</sup>

(4) その他供給設備工事

- ・応募された発電設備が単独で連系等をした場合の工事費負担金のうち、系統連系希望者の特定負担に帰するもの
- ・他の応募者と供給設備を共用する場合の工事費負担金のうち、系統連系希望者の特定負担に帰するもの（容量按分負担時<sup>※23</sup>、単独全額負担時）

(5) 一般負担の限界

- ・応募された発電設備等が単独で連系等をした場合の工事費〔一般負担分〕のうち、一般負担の上限額を超過したもの
- ・他の応募者と対策設備を共用する場合は、共用する部分の工事費〔一般負担分〕のうち、一般負担の上限額を超過したもの（容量按分負担時<sup>※23</sup>、単独全額負担時）

※22 費用負担ガイドライン公表日より前に契約申込み等を行った応募者のうち、応募時に「新費用負担ルールに加えて旧費用負担ルールにおける工事費負担金算定を希望」を選択された応募者には、新費用負担ルールおよび旧費用負担ルールそれぞれの特定負担額を算定いたします。

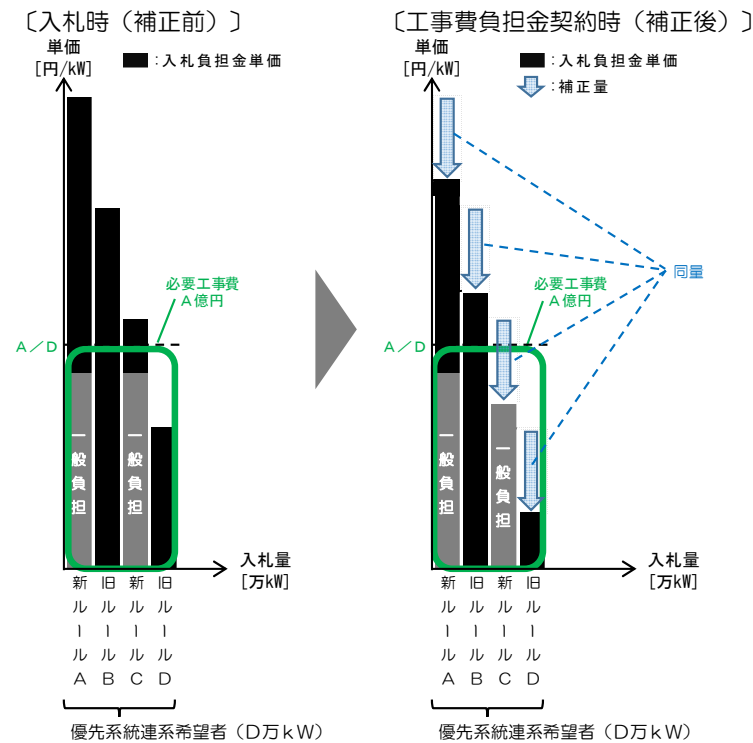
※23 系統連系順位によっては、現状設備の空容量の範囲内のため対策工事が不要となる場合がありますが、系統連系順位が未決定の段階のため、すべての応募者の応募内容に基づき按分し、算定いたします。

### 3. 3 工事費負担金契約における入札対象設備の工事費負担金の補正

- ・優先系統連系希望者の契約申込後、当社の連系承諾を経た上で、工事費負担金契約を締結していただきます。
- ・工事費負担金契約の締結時において、優先系統連系希望者の入札負担金および一般負担額ならびに没収された入札保証金の合計が入札対象工事費を超過または不足<sup>※24</sup>する場合には、超過額または不足額を優先系統連系希望者の最大受電電力で按分した金額について、入札対象設備の工事費負担金を補正します（負担金単価

としては、一律に増減することとなります)。ただし、減額補正の限度は、入札額と一般負担額の合計までとします。※25。

〈例〉減額補正時のイメージ



(注) 図の各優先系統連系希望者の一般負担額は、一般負担の上限超過額算定前のイメージ

・なお、工事費負担金補償金を負担した優先系統連系希望者がいる場合は、その優先系統連系希望者も含め、上記算定方法による補正を実施します。

※24 電源接続案件募集プロセス完了後に調査測量等により必要工事費が増加した場合等に不足することがあります。

※25 新費用負担ルール適用者の場合になります。旧費用負担ルール適用者の減額補正の限度は入札額までとなります。

### 3. 4 工事完了後における入札対象設備の工事費負担金の精算

・工事完了後に、支払済みの工事費負担金と工事完了により確定した工事費負担金に差異が生じた場合には、差額を「3. 3 工事費負担金契約における入札対象設備の工事費負担金の補正」に定める方法に準じて、精算いたします※26。

※26 工事費負担金補償金を負担した優先系統連系希望者がいる場合は、その優先系統連系希望者も含め精算いたします。

## 4 工事費負担金の補償契約について

### 4. 1 工事費負担金補償金について

- ・前記「2. 9 工事費負担金補償契約の締結」に記載のとおり、工事費負担金が確定した場合は、優先系統連系希望者には、工事負担金補償契約を締結していただきます。
- ・電源接続案件募集プロセスの成立以降、優先系統連系希望者が連系等をできなくなった場合は、当該優先系統連系希望者には、工事費負担金補償契約に基づく工事費負担金補償金をご負担いただきます。
- ・工事費負担金補償金額は、原則として、次に示す項目の合計額とします。
  - a 入札対象工事の工事費負担金
  - b 電源線工事のうち他の優先系統連系希望者と共用する設備に係る工事費負担金
  - c その他供給設備工事うち他の優先系統連系希望者と共用する設備に係る工事費負担金
  - d 入札対象工事およびその他供給設備工事うち他の優先系統連系希望者と共用する設備の当該優先系統連系希望者に係る工事費の一般負担分

### 4. 2 工事費負担金補償金の精算について

- ・以下の場合には、優先系統連系希望者が負担した工事費負担金補償金をそれぞれの精算方法に準じて精算いたします。
  - a 工事費負担金契約時に入札負担金単価を補正した場合  
前記「3. 3 工事費負担金契約における入札対象設備の工事費負担金の補正」に定める方法
  - b 工事完了後の精算時  
前記「3. 4 工事完了後における入札対象設備の工事費負担金の精算」に定める方法
  - c 新規発電設備連系による工事費負担金精算時  
後記「5 工事完了後の新規発電設備連系における入札対象設備の精算について」に定める方法

## 5 工事完了後の新規発電設備連系における入札対象設備の精算について

- ・入札対象設備の使用開始後3年が経過するまでの間に新たに入札対象工事の設備を利用する事業者（以下「新規利用事業者」といいます。）があった場合、託送供給等約款に基づく新規利用事業者の負担に係る工事費負担金を「3.3 工事費負担金契約における入札対象設備の工事費負担金の補正」に準じた方法で精算いたします。
- ・上記の場合において、工事費負担金補償金を負担した優先系統連系希望者がいる場合は、新規利用事業者の工事費負担金は当該優先系統連系希望者に優先的に返還します。ただし、工事費負担金補償金を負担した優先系統連系希望者が複数いる場合には、当該優先系統連系希望者が負担した工事費負担金補償金の額に応じて、按分した額とします。
- ・工事費負担金の精算は、原則として、工事完了後以降、年度ごとに1回実施いたします。

## 6 辞退の手続について

- ・電源接続案件募集プロセスの応募者が同プロセスの辞退を希望する場合は、以下の方法にしたがって、辞退書を提出してください。なお、辞退書の提出により、辞退者が行ったすべての行為（接続検討申込み、契約申込み等（電源接続案件募集プロセス応募前に申込済みのものを含む）、応募および入札等）は無効となります。

### 6. 1 提出書類

- ・辞退書（様式4）  
押捺する印は、『応募申込書（様式1）』と同一としてください。

### 6. 2 提出方法

- ・辞退書を持参または郵送（簡易書留等配達記録が残るもの）してください。

### 6. 3 提出場所

- ・「2. 1 (1) c 提出先」と同じ

### 6. 4 提出部数

- ・1部

## 7 その他

### 7. 1 送電系統の暫定的な容量確保について

- ・電源接続案件募集プロセスにおける送電系統の容量の取扱いについては次のとおりとします。
  - (1) 電源接続案件募集プロセス開始の公表時点
    - ・電源接続案件募集プロセス開始申込者の連系等に必要となる設備対策の容量分を入札対象設備および入札対象設備の上位にある送電系統に対し暫定的に確保する。
  - (2) 募集要領の公表時点
    - ・募集要領で定める設備対策の容量分を入札対象設備および入札対象設備の上位にある送電系統に対し暫定的に確保する。
  - (3) 電源接続案件募集プロセスの成立時点
    - ・系統連系順位に基づき優先系統連系希望者の最大受電電力分を連系点の上位にある送電系統に対し暫定的に確保する。
    - ・すべての優先系統連系希望者の最大受電電力分を確保後、(2) で確保した容量に対して余剰が生じる場合は、余剰分を開放する。

### 7. 2 電源接続案件募集プロセス開始以降の契約申込みについて

- ・募集対象エリアにおける新規の契約申込みについては、接続検討の回答を受領している場合であっても、電源接続案件募集プロセス開始によって、回答時点から系統状況が変動しているため、原則として、再度、接続検討が必要となります※<sup>27</sup>。

※<sup>27</sup> F I T法に係る告示に規定する接続申込みを行っている系統連系希望者が契約申込みを行った場合も、再度、接続検討が必要となります。また、同時申込みを行った場合において、電源接続案件募集プロセスの開始時点で意思表示の提出が未了の場合も同様です。

### 7. 3 契約申込中の系統連系希望者の応募について

- ・今回の募集に際しては、契約申込み等を申込み済みの系統連系希望者が電源接続案件募集プロセスに応募した場合であっても、契約申込み等を維持することは可能です。ただし、電源接続案件募集プロセスが不成立となった場合および電源接続案件募集プロセスが成立した場合において優先系統連系希望者とならなかったとき（辞退したときを含む。）には、系統連系希望者が行ったすべての行為（接続検討の申込み、契約申込み等（電源接続案件募集プロセス応募前に申込済みのものを含む）、応募および入札等）は無効といたします。
- ・契約申込中の系統連系希望者が電源接続案件募集プロセスに応募した場合、



契約申込み<sup>※28</sup>の受付時点で暫定的に確保した送電系統の容量（接続枠）を開放します<sup>※29</sup>。

※28 同時申込みの場合は、意思表明書の提出を指します。

※29 開放した送電系統の容量（接続枠）はいかなる事情（電源接続案件募集プロセスが不成立となった場合や優先系統連系希望者とならなかった場合を含む。）があつたとしても応募者には戻ることはありません。

#### 7. 4 同時申込みについて

- ・応募者がFIT法に定める特定供給者の場合で、FIT電源の連系等を希望するときは、電源接続案件募集プロセスの成立前でも、同時申込みを行うことができます。

#### 7. 5 電源接続案件募集プロセスを開始したエリアにおける系統アクセス業務

- ・系統連系希望者が、電源接続案件募集プロセスの開始後、新規に事前相談および接続検討を申し込んだ場合、同プロセスが完了し、系統状況が確定した後に検討を開始いたします。そのため、通常の場合と比べて、回答時期が遅延する可能性があることをご理解下さい。なお、事前相談においては、事前相談申込者の希望に応じ、同プロセスの完了前においても「発電設備等設置場所から連系点(想定)までの直線距離」のみ回答することは可能ですので、事前相談申込み時にご希望をお伝えください。
- ・接続検討申込済みで回答未受領（未回答）の系統連系希望者が、電源接続案件募集プロセスに応募しない場合には、接続検討の申込みを取り下げることができます。この場合、当該系統連系希望者に対して、受領済みの検討料を返金します（ただし、振込手数料は系統連系希望者の負担とします）。なお、接続検討の申込みを取り下げない場合で電源接続案件募集プロセスに応募しないときは、電源接続案件募集プロセスの開始後、新規に接続検討の申込みがあつた場合と同様に取り扱います。
- ・電源接続案件募集プロセスにおいては、募集エリアにおいて想定される連系希望量と対策工事の経済性等を考慮した合理的な増強規模となることを志向しています。そのため、同プロセス完了後に当該送電系統の更なる増強が必要となる場合は、接続検討の回答における工事費負担金が高額となることがあります。
- ・電源接続案件募集プロセス成立後の接続検討の結果、工事費負担金の対象となる系統連系工事が業務規程第76条第1項に定める規模以上となり、系統連系希望者が共同負担者の募集を希望する場合であっても、電源接続案件募集プロセスの成立によって送電系統への連系を希望する事業者が減少しているため、プロセスの成立に足りる応募が見込めない可能性があります。

#### 7. 6 失効条件付きで設備認定を受けている場合の注意事項について

- ・前記「1. 5 電源接続案件募集プロセススケジュール」に記載のとおり、電源接続案件募集プロセスの完了は平成29年1月頃を見込んでおります（ただし、応募の状況等により変更となる可能性があります）。平成26年度以降に失効条件付きで設備認定を受けている場合は、電源接続案件募集プロセスの期間中に設備認定が失効する可能性がありますのでご注意ください。

#### 7. 7 新費用負担ルールにおける一般負担の限界について

- ・新費用負担ルールにおける一般負担額が、一般負担の上限額を超過する場合、その超過額は新費用負担ルール適用者の特定負担となります（別紙7参照）。

#### 7. 8 電源接続案件募集プロセスの中止について

- ・応募された容量が極端に少ない場合や電源接続案件募集プロセスの開始以降の系統状況の変化などにより、同プロセスを継続したとしても不成立となる蓋然性が高いと当社が判断したときは、広域機関の確認を経たうえで、同プロセスを中止することがあります。

#### 7. 9 本募集要領に記載の無い事項について

- ・本募集要領に記載の無い事項については、広域機関の業務規程および送配電等業務指針、ならびに当社が定める託送供給等約款によるものといたします。

以 上

別紙1 対象設備・対策工事内容

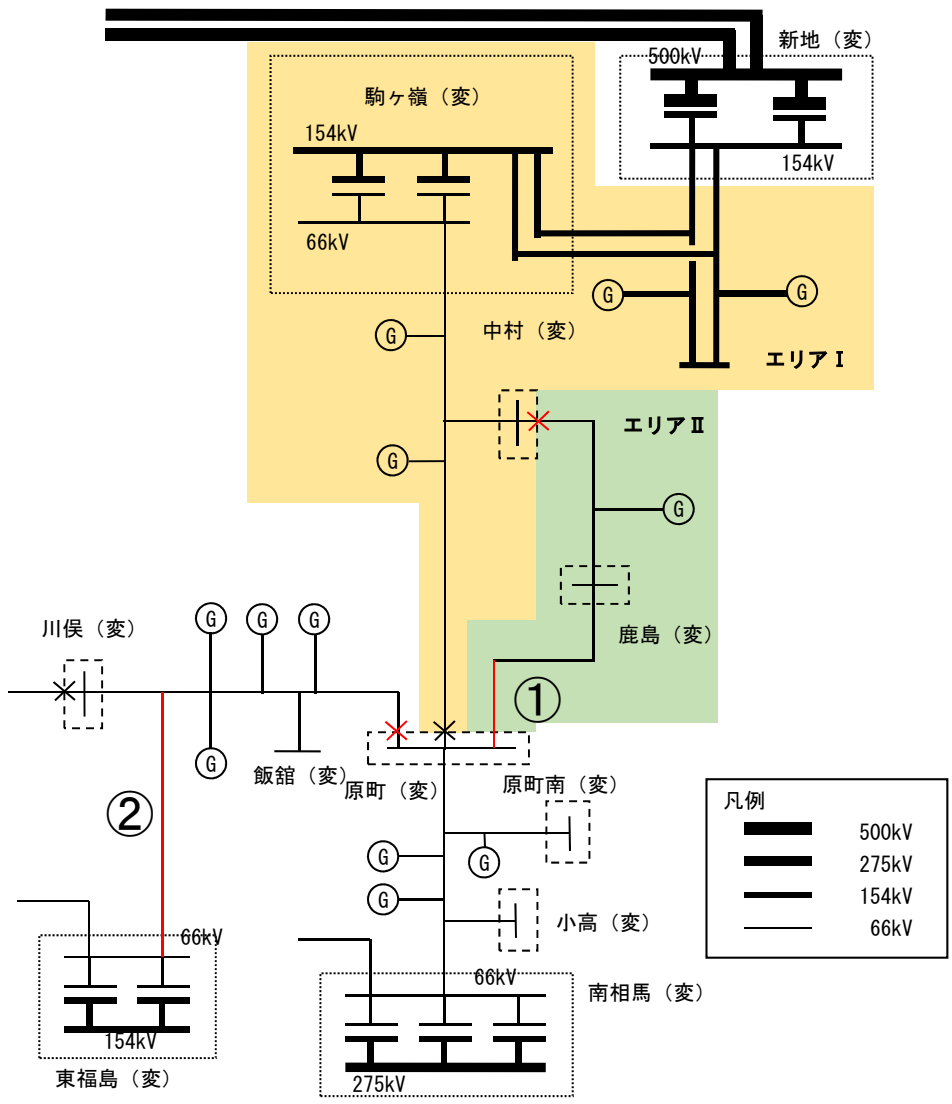
1. 入札対象工事

- ① 66kV鹿島支線 接続変更工事
- ② 66kV新川俣線（仮称） 新設工事

2. 工事の必要性と対策工事規模

- ・電源接続案件募集プロセス開始申込みがなされた発電設備等が連系することにより、駒ヶ嶺変電所の変圧器の潮流が設備容量114[MW]を超過することとなります。
- ・しかし、さらに上位の新地変電所の変圧器の空容量が80[MW]のため、ここで駒ヶ嶺変電所の変圧器を増設しても、十分に活用できません。
- ・このため、駒ヶ嶺変電所の変圧器増設よりも有効と考えられる新地変電所および駒ヶ嶺変電所の空容量を増加するための系統切替（設備工事）を実施します。
- ・今回電源接続案件募集プロセスの対象エリアにおいて、この系統切替をするための設備工事により131.5[MW]（エリアI【129.6MW】、エリアII【1.9MW】）の空容量を確保します。

3. 工事概要



4. 対策工事内容

・ 66kV鹿島支線 接続変更工事

設備区分	項目	新設	取替	改造	備考（仕様等）
変電設備	開閉設備	1回線			66kV送電線引出
	保護継電装置	1式			送電線保護
架空線	支持物		1基	1基	
	電線	0.41km			SBACSR/EAC190
地中線	管路	1.2km			
	マンホール	6箇所			
	ケーブル	1.2km			CVTSS325

・ 66kV新川俣線（仮称） 新設工事

設備区分	項目	新設	取替	改造	備考（仕様等）
変電設備	開閉設備	2回線			66kV送電線引出
	保護継電装置	1式			送電線保護
架空線	支持物	32基	1基		
	電線	8.1km	0.38km		SBTACSR320

## 別紙2 募集対象エリア

### エリアI

市町村	町字
相馬市	一部【粟津、石上、磯部、今田、岩子、大坪、大野台、大曲、沖ノ内1～3、小野、尾浜、柏崎、北飯淵、北小泉、黒木、小泉、光陽、椎木、立谷、玉野、長老内、塚部、塚ノ町、坪田、富沢、百槻、中野、中村、成田、新田、新沼、西山、日下石、初野、原釜、馬場野、東玉野、程田、南飯淵、本笑、山上、和田】
相馬郡 新地町	全域【今泉、大戸浜、小川、駒ヶ嶺、杉目、福田、真弓、谷地小屋、埴木崎】

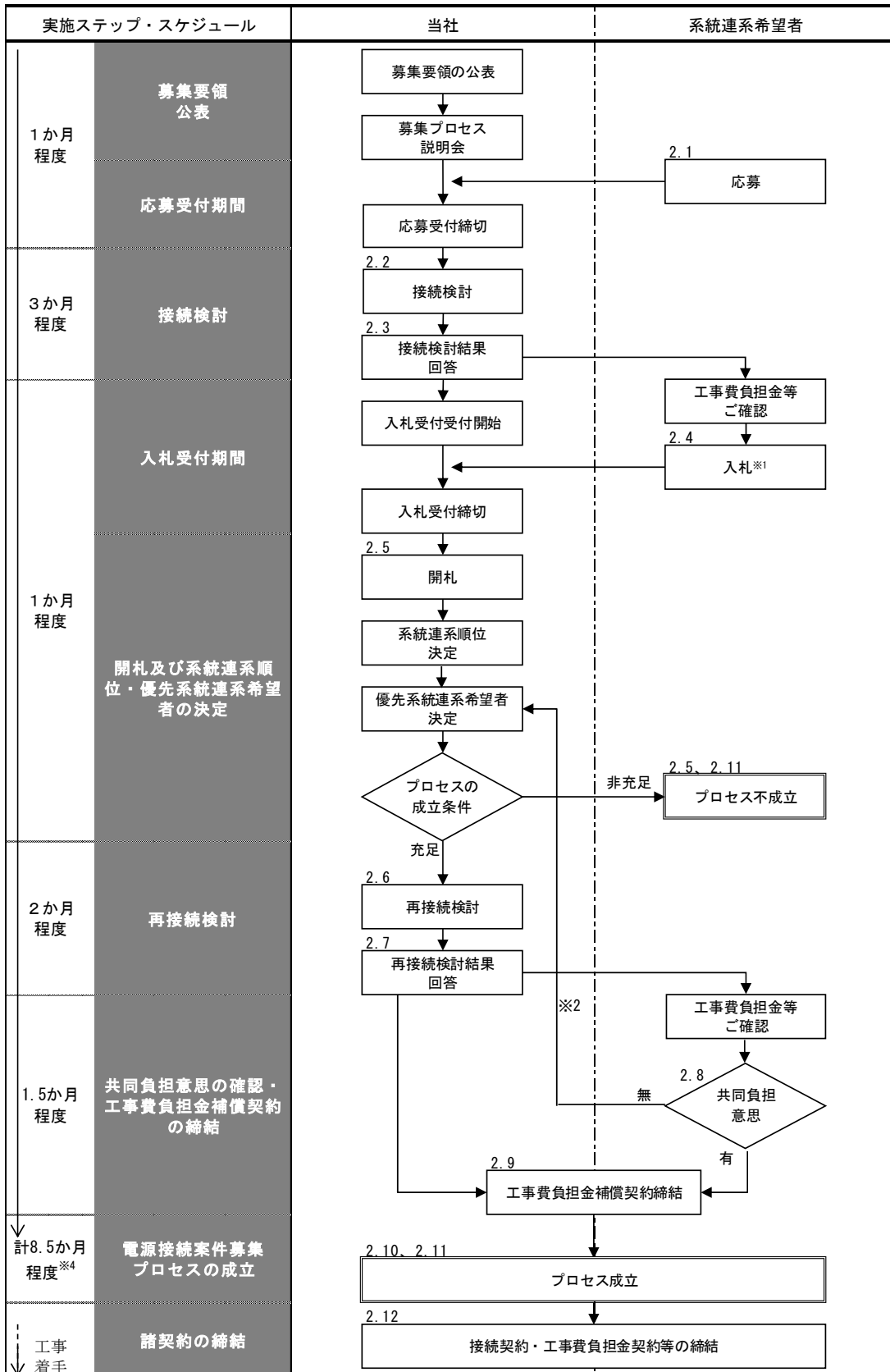
### エリアII

市町村	町字
相馬市	一部【赤木、蒲庭、柚木】
南相馬市	鹿島区の一部【浮田、牛河内、江垂、大内、小島田、御山、鹿島、鹿島町、烏崎、川子、北海老、北屋形、小池、塩崎、榎原、角川原、寺内、永田、永渡、西町1～3、南海老、南屋形、南柚木、山下、横手、栃窪、上栃窪、あさひ、岡和田】 原町区の一部【泉、金沢、上北高平、上渋佐、下渋佐、北泉、桜井町、下北高平、下高平、高見町、日の出町、深野館】

〔募集対象エリア図〕



### 別紙3 電源接続案件募集プロセスの流れ



※1 入札時には入札保証金をお支払いいただきます

※2 他の優先系統連系希望者の辞退等により工事費負担金が増加する場合、変更後の工事費負担金を再提示します

※3 優先系統連系希望者の辞退による工事費負担金再算定などにより期間が変更となる可能性があります

## 別紙4 提出・問合せ先（窓口）

### 1 応募申込書・接続検討申込書

#### （1）売電先が当社のもの

##### 【特別高圧での連系】

- ・東北電力株式会社 福島支店 お客さま本部（営業グループ）  
〒960-8524 福島県福島市栄町7番21号  
電話：024（522）9151

##### 【高圧での連系】

- ・東北電力株式会社 相双営業所（お客さまセンター）  
〒975-0012 福島県南相馬市原町区三島町二丁目41  
電話：0120（175）466

#### （2）売電先が当社以外または未定のもの

- ・東北電力株式会社 ネットワークサービスセンター  
〒980-8550 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号  
電話：022（268）6896

### 2 入札書・入札申込書提出先

- ・東北電力株式会社 ネットワークサービスセンター  
〒980-8550 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号  
電話：022（268）6896

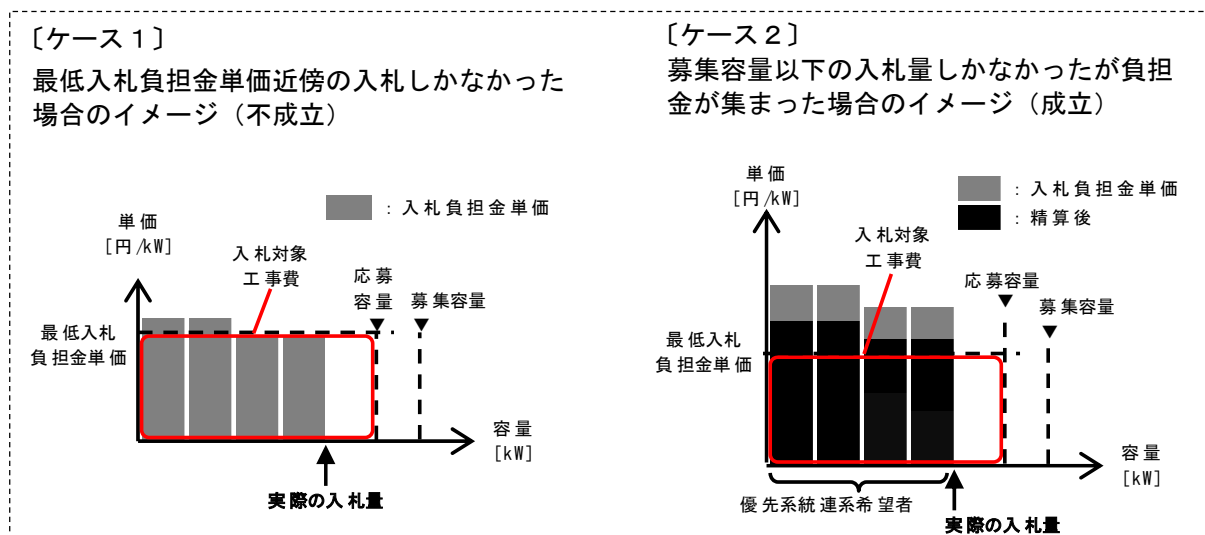
### 3 問合せ

- ・電源接続案件募集プロセスに関するご質問は、下記専用アドレスに、電子メールにてお問合せ下さい。  
メールアドレス：boshu-p.df@tohoku-epco.co.jp

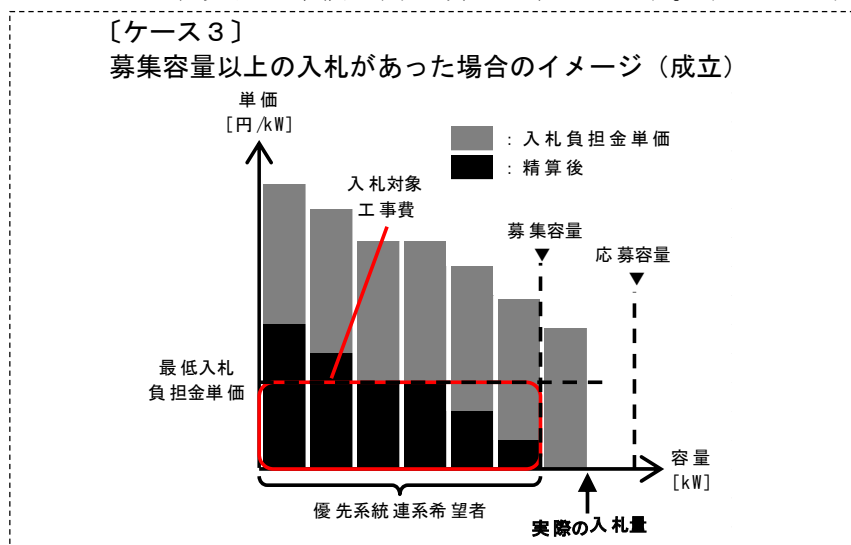
## 別紙5 電源接続案件募集プロセスの成否等について

### 1. 電源接続案件募集プロセスの成否について（補足）

- 最低入札負担金単価は、原則として、入札対象工事費用〔特定負担分〕を応募容量で除した単価金額を基準に設定いたしますが、実際の入札においては、接続検討の回答内容を踏まえ、入札を控える応募者がいることが想定されます。
- したがって、現実的には入札がなされた発電設備等の容量が応募容量を下回る可能性が高く、その場合、入札者全員が最低入札負担金単価と同額の入札を行っていた場合であっても、電源接続案件募集プロセスは不成立となります（〔ケース1〕及び〔ケース2〕参照）。
- そこで、接続検討の回答時において、最低入札負担金単価と併せて、応募受付件数と応募容量をお知らせいたしますので、電源接続案件募集プロセスを成立させるためには、最低入札負担金単価を超える入札が必要となる可能性も考慮の上、入札負担金単価についてご検討ください。



（参考）募集容量以上の入札があった場合は、募集容量の範囲内で、入札負担金単価が高い順に連系できます。〔ケース3〕

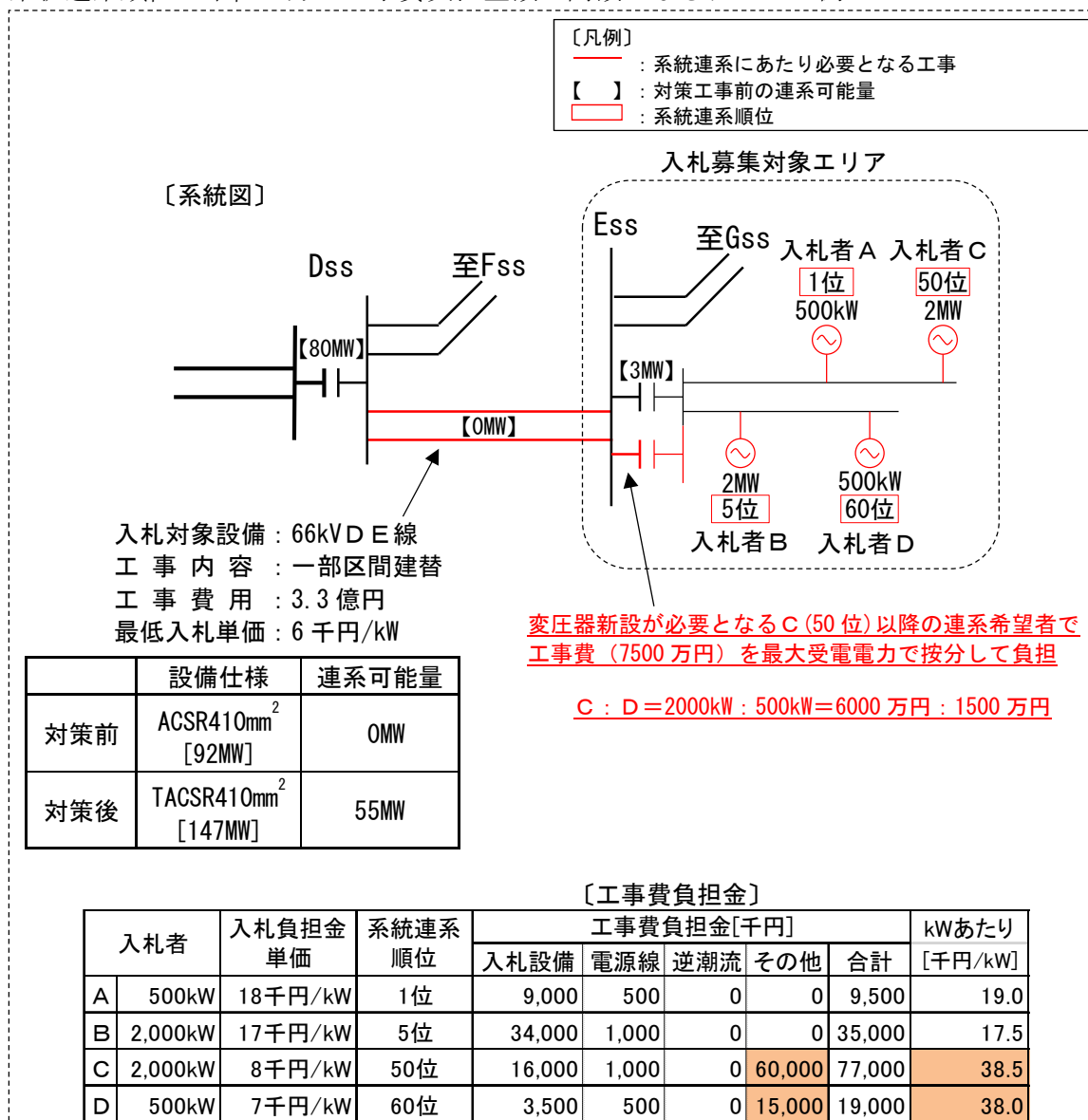




## 2. 優先系統連系希望者の決定（補足）

- 入札負担金単価が高い順に、募集エリア内の系統連系順位を決定します。
- 系統連系順位にしたがって、募集容量の範囲内における入札者を優先系統連系希望者に決定いたします。
- 入札者の応募容量が、残容量（「募集容量」－「上位の優先系統連系希望者の応募容量の合計値」）を超過する場合には、当該入札者は、優先系統連系希望者とはいたしません（応募容量の変更は認めません。）。この場合、当該入札者よりも上位の系統連系順位の入札者のみを優先系統連系希望者といたします。
- 入札対象設備以外の送電系統においても、系統連系順位にしたがって、連系等を行います。したがって、入札対象設備以外の送電系統の状況によっては、系統連系順位が下位の入札者の方が工事費負担金額が高額となる場合がありますので、ご留意下さい。

系統連系順位の下位の方が工事費負担金額が高額となるケースの例



## 別紙6 入札において新旧ルール適用者が混在する場合の系統連系順位決定方法等について

- 費用負担ガイドラインは、同ガイドラインの公表日（平成27年11月6日）以後に接続契約の申込みを行った案件に適用されます。
- 旧費用負担ルール適用者と新費用負担ルール適用者の入札があった場合、双方の費用負担ルールが異なるため、入札額（特定負担）を単純比較して、旧費用負担ルール適用者（非FIT電源の場合：全額一般負担、FIT電源の場合：全額特定負担）と新費用負担ルール適用者（一般負担＋特定負担）の系統連系優先順位を決定することは適当でないことから、新旧の費用負担ルール適用者が混在する場合の系統連系優先順位決定方法等については、次のとおりとします。

### 1. 系統連系順位決定方法

- ・新費用負担ルール適用者の入札負担金単価を補正のうえ、入札負担金単価が高い順に系統連系順位を決定

新費用負担ルール適用者の入札負担金単価（補正後）

$$= \text{入札負担金単価} + \text{新費用負担ルールにおける一般負担単価}^{※1}$$

※1 新費用負担ルールにおける一般負担単価 [円/kW]

$$= \text{入札対象工事費のうち新費用負担ルールにおける一般負担額}^{※2} \text{ [円]}$$

$$/ \text{優先系統連系希望者の最大受電電力の合計 [kW]}$$

※2 電源接続案件募集プロセスの成立条件を満たさない場合、対策規模を縮小させる等により、同プロセスの成立を図ることがあります。その場合は、見直し後の対策規模における一般負担額となります。

- ・系統連系順位は、開札後において電源接続案件募集プロセスが成立条件を満足している場合に確定するものとし、その後の状況変化等によって順位は変動しないものとし、（同プロセスが成立条件を満足していない場合は、対策規模の縮小等を検討し、成立状態となった場合に確定します。）

### 2. 電源接続案件募集プロセスの成立条件

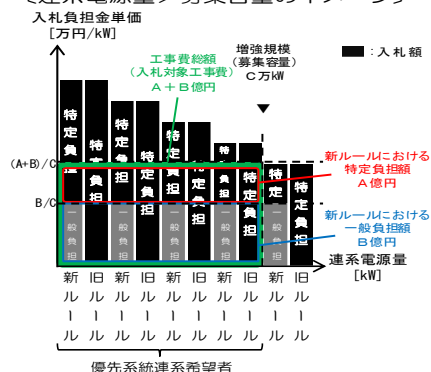
- ・電源接続案件募集プロセスの成立条件は以下を満たす場合

$$(\text{①} + \text{②})^{※3} \geq \text{③}$$

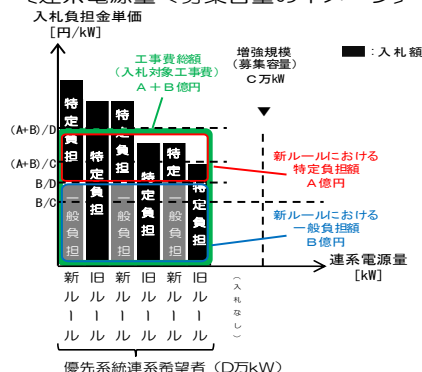
- ①：優先系統連系希望者の「入札負担金単価×最大受電電力」の合計
- ②：優先系統連系希望者のうち新費用負担ルール適用者の「一般負担単価<sup>※1</sup>×最大受電電力」の合計
- ③：入札対象工事費

※3 入札以降の辞退等により、入札保証金が没収された場合は、没収された入札保証金の額を左辺に加算します。

〔連系電源量>募集容量のイメージ〕



〔連系電源量<募集容量のイメージ〕



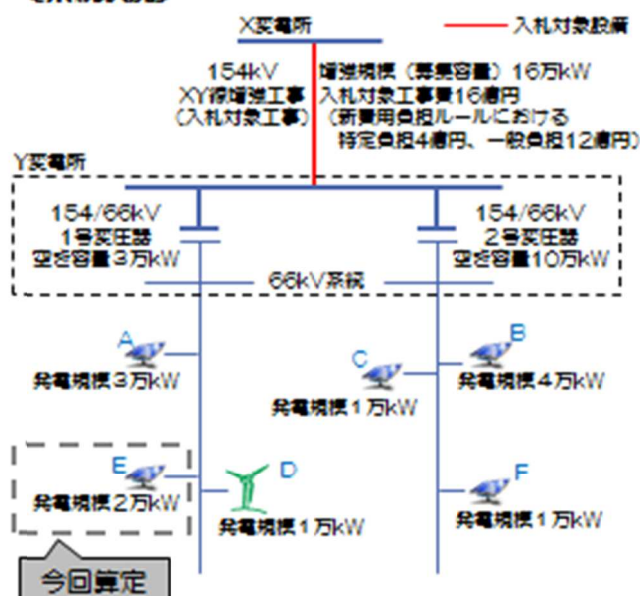
## 電源接続案件募集プロセスにおける 系統連系順位の決定 及び 工事費負担金算定イメージ (例示)

## 算定モデル

1

本資料では、工事費負担金の算定例として、次の系統および入札負担金単価をモデルケースとして、発電事業者Eの工事費負担金（一般負担の上限超過額を含む）を算定する。

## 【系統状況】



## 【入札状況】

発電事業者	適用される費用負担ルール	入札負担金単価 [万円/kW]
A	新ルール	1.25
B	旧ルール	2.0
C	旧ルール	1.75
D	新ルール	0.75
E	新ルール	0.25
F	新ルール	0.25

注) 単純化のため、電源線工事は省略

電源種別	一般負担の上限額 <sup>※1</sup>
発電バイオマス (木質専焼)	4.9 万円/kW
地熱	4.7 万円/kW
バイオマス (石炭混焼)	4.1 万円/kW
原子力	4.1 万円/kW
石炭火力	4.1 万円/kW
LNG 火力	4.1 万円/kW
小水力 <sup>※2</sup>	3.6 万円/kW
一般水力 <sup>※3</sup>	3.0 万円/kW
石油火力	2.3 万円/kW
洋上風力	2.3 万円/kW
陸上風力	2.0 万円/kW
太陽光	1.5 万円/kW

※1：税抜き、※2：1,000kW 以下、※3：1,000kW を超えるもの

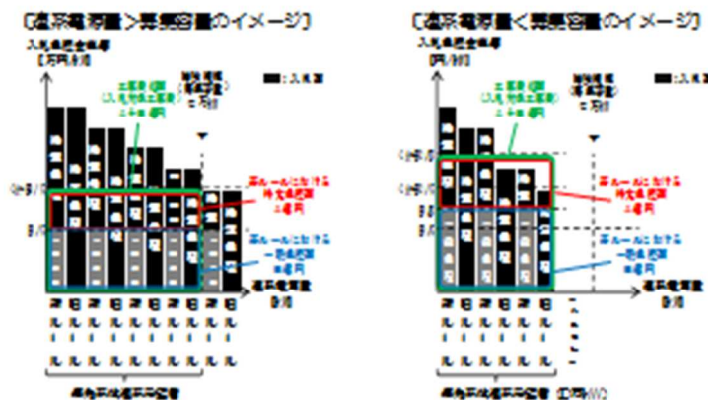
(広域機関HPに掲載)

### (参考) 新旧費用負担ルール適用者が混在する場合の系統連系順位決定方法

○新費用負担ルール適用者の入札負担金単価を補正のうえ、入札負担金単価が高い順に系統連系順位を決定

新費用負担ルール適用者の工事費負担金単価 (補正後)  
 = 入札負担金単価 + 新費用負担ルールにおける一般負担単価<sup>※</sup>

※ 新費用負担ルールにおける一般負担単価 [円/kW]  
 = 入札対象工事費のうち新費用負担ルールにおける一般負担額 [円]  
 / 優先系統連系希望者の最大受電電力の合計 [kW]



(募集要領 別紙6より抜粋)



## 本モデルケースにおける系統連系順位の決定

4

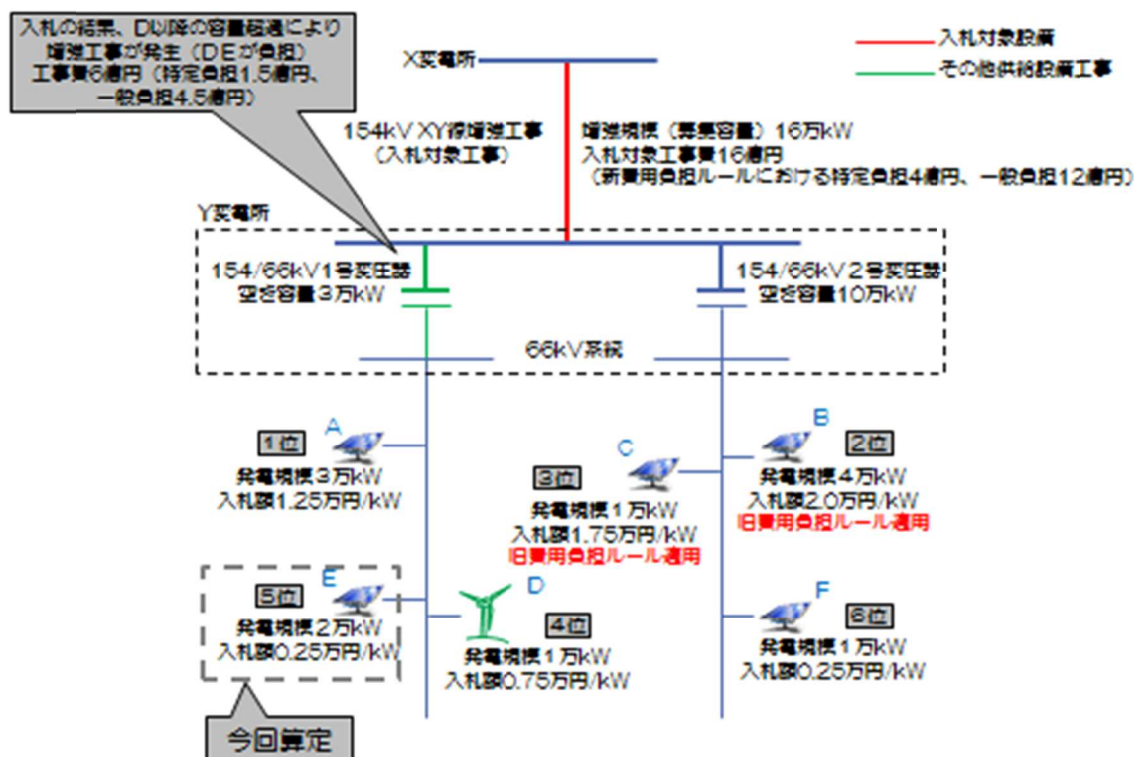
- 新費用負担ルールにおける一般負担単価  
 = 入札対象工事費のうち新費用負担ルールにおける一般負担額  
 / 優先系統連系希望者の最大受電電力の合計  
 = 12億円 / 12万kW = 1.0万円/kW
- 新費用負担ルール適用者について、入札負担金単価に上記によって算出された一般負担単価を加算 (= 入札負担金単価 (補正後)) したうえで、単価が高い順に系統連系順位を決定

発電事業者名	発電規模 [万kW]	適用される費用負担ルール	入札負担金単価 [万円/kW]	一般負担単価 [万円/kW]	入札負担金単価 (補正後) [万円/kW]	系統連系順位	優先系統連系希望者
A	3	新ルール	1.25	1.0	2.25	1	○
B	4	旧ルール	2.0	-	2.0	2	○
C	1	旧ルール	1.75	-	1.75	3 <sup>*1</sup>	○
D	1	新ルール	0.75	1.0	1.75	4 <sup>*1</sup>	○
E	2	新ルール	0.25	1.0	1.25	5 <sup>*2</sup>	○
F	1	新ルール	0.25	1.0	1.25	6 <sup>*2</sup>	○
合計	12	-	-	-	-	-	-

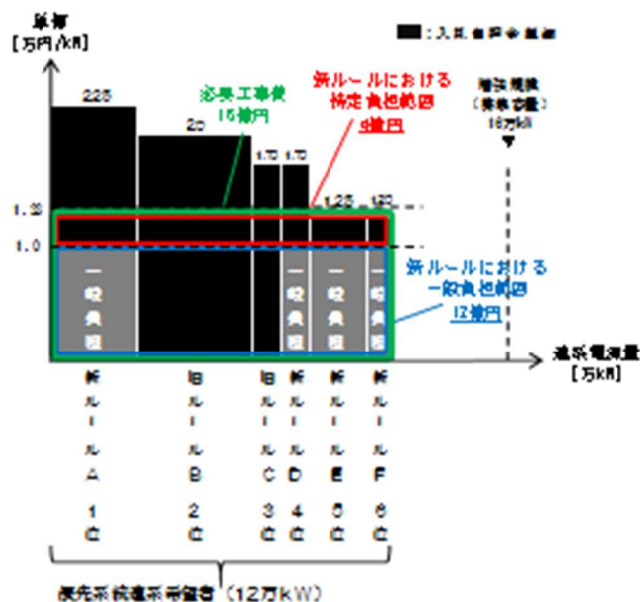
※1 抽選によりCが3位、Dが4位となったと仮定  
 ※2 抽選によりEが5位、Fが6位となったと仮定

## 本モデルケースにおける系統連系順位の決定

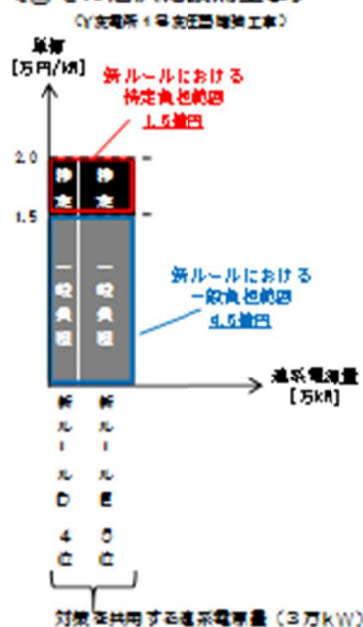
5



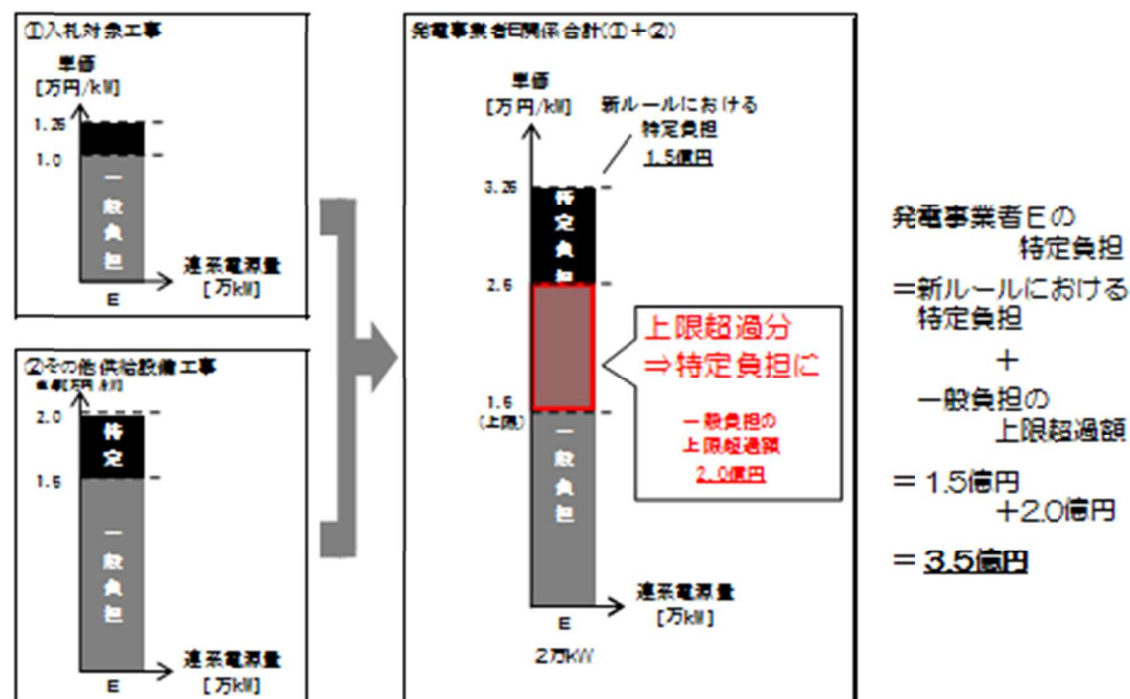
〔①入札対象工事（154kV XY線増強工事）〕



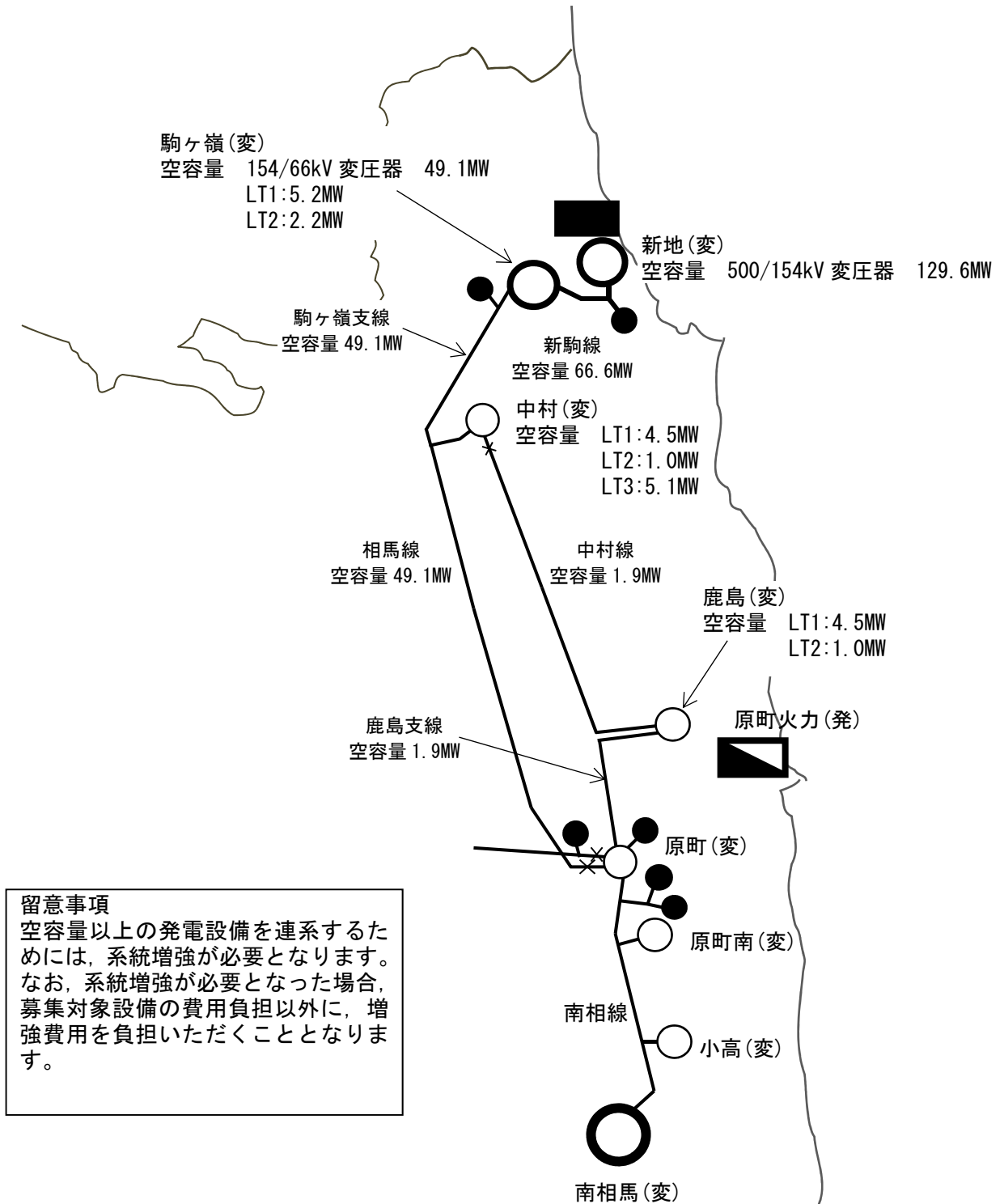
〔②その他供給設備工事〕



【発電事業者Eの工事費負担金の算定イメージ】



# 別紙 8 入札対象工事実施後における募集対象エリアの空き容量マッピング



**留意事項**  
 空容量以上の発電設備を連系するためには、系統増強が必要となります。なお、系統増強が必要となった場合、募集対象設備の費用負担以外に、増強費用を負担いただくこととなります。

## 応募申込書

東北電力株式会社 御中

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

印

当社は貴社が主宰する「福島県相馬エリアにおける電源接続案件募集プロセス」に関し、平成 28 年 4 月 DD 日付募集要領を承認のうえ、下記のとおり応募します。

記

1. 発 電 場 所	
2. 受 電 地 点	
3. 最大受電電力	
4. 受給開始希望日または 接続供給開始希望日	
5. 連絡先 担当者名 住所 電話 FAX E-mail (上記が記載されている名刺の 貼付でも可)	

[費用負担ガイドラインの公表日(平成 27 年 11 月 6 日)より前に契約申込み等を行っている場合※]

6. 旧費用負担ルールにおける工事 費負担金算定の希望 (希望される方は□に✓印を記 入してください)	<input type="checkbox"/> 新費用負担ルールに加えて旧費用負担ルールにおける工事費負担 金算定を希望
--	--

※ 当該項目は、費用負担ガイドラインの公表日より前に契約申込み(同時申込みおよび平成 24、25 年度における F I T 法に係る告示に規定する接続申込みを含む)をされた系統連系希望者のみ対象となります。

<p><b>申込み済みの契約申込み等に関する留意事項(募集要領より一部抜粋)</b></p> <p>2. 4 入札 (1) 入札手続き f 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>費用負担ガイドライン公表日より前に契約申込み等を行った応募者が、申込み済みの契約申込み等を維持して旧費用負担ルールの適用を希望する場合は、入札書(様式 2-1)の「5. 契約申込み等の維持の希望」において「申込み済みの契約申込み等の維持 及び 旧費用負担ルールの適用を希望」を選択してください。</li> <li>費用負担ガイドライン公表日以後に契約申込みを行った応募者が、申込み済みの契約申込みの維持を希望する場合は、入札書(様式 2-1)の「5. 契約申込み等の維持の希望」において、「申込み済みの契約申込みの維持を希望」を選択してください。</li> <li>上記の選択がないものについては、申込み済みの契約申込み等は取り下げたものとみなし、新費用負担ルールを適用します。</li> </ul> <p>7. 3 契約申込み中の系統連系希望者の応募について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>契約申込み等を申込み済みの系統連系希望者が電源接続案件募集プロセスに応募した場合であっても、契約申込み等を維持することは可能です。ただし、電源接続案件募集プロセスが不成立となった場合および電源接続案件募集プロセスが成立した場合において優先系統連系希望者とならなかったとき(辞退したときを含む)には、系統連系希望者が行ったすべての行為(接続検討の申込み、契約申込み等(電源接続案件募集プロセス応募前に申込み済みのものを含む)、応募および入札等)は無効といたします。</li> <li>契約申込み中の系統連系希望者が電源接続案件募集プロセスに応募した場合、契約申込み<sup>※28</sup>の受付時点で暫定的に確保した送電系統の容量(接続枠)を開放します<sup>※29</sup>。</li> </ul> <p>※28 同時申込みの場合は、意思表示書の提出を指します。          ※29 開放した送電系統の容量(接続枠)はいかなる事情(電源接続案件募集プロセスが不成立となった場合や優先系統連系希望者とならなかった場合を含む)があったとしても応募者には戻ることはありません。</p>	
--	--

&lt;申込み窓口 記入欄&gt;

受付番号		受領日	
------	--	-----	--



## 入 札 書

東北電力株式会社 御中

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

印

当社は、貴社が主宰する「福島県相馬エリアにおける電源接続案件募集プロセス」に関する当社の下記応募について、平成28年4月DD日付募集要領を承認のうえ、下記のとおり入札します。

## 記

1. 応募申込時の受付番号	
2. 入札負担金単価	円/kW (税抜) 〔最低入札負担金単価 新費用負担ルール適用者：●●●円/kW (税抜) 旧費用負担ルール適用者 <sup>※1</sup> ：●●●円/kW (税抜)〕
3. 入札保証金額	円 (税込) 〔次の①または②のいずれか高い方 ① 入札負担金単価 [円/kW] (税抜) × 最大受電電力 [kW] × 5% + 税 ② 20万円 + 税〕
4. 連絡先 担当者名 住所 電話 FAX E-mail	

〔契約申込み等を申込み済みの系統連系希望者が契約申込み等の維持を希望する場合〕

5. 契約申込み等の維持の希望 (希望される方は□に✓印 を記入してください)	〔平成27年11月6日より前に契約申込み等を行っている場合〕 <input type="checkbox"/> 申込み済みの契約申込み等の維持 及び 旧費用負担ルールの適用を 希望 <sup>※1 ※3</sup>
	〔平成27年11月6日以後に契約申込み等を行っている場合〕 <input type="checkbox"/> 申込み済みの契約申込みの維持を希望 <sup>※2 ※3</sup>

※1 費用負担ガイドライン公表日(平成27年11月6日)より前に契約申込み等をされた応募者の場合、「申込み済みの契約申込み等の維持 及び 旧費用負担ルールの適用を希望」を選択することで、契約申込み等を維持することが可能です。なお、その場合は旧費用負担ルールが適用されます。

※2 費用負担ガイドライン公表日(平成27年11月6日)以後に契約申込み等をされた応募者の場合、「申込み済みの契約申込みの維持を希望」を選択することで、契約申込みを維持することが可能です。なお、その場合は新費用負担ルールが適用されます。

※3 契約申込み等を申込み済みの系統連系希望者が、「5. 契約申込み等の維持の希望」において選択がない場合は、申込み済みの契約申込み等は取り下げたものとみなし、新費用負担ルールが適用されます。

平成 年 月 日

## 入札申込書

東北電力株式会社 御中

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

印

当社は、貴社が主宰する「福島県相馬エリアにおける電源接続案件募集プロセス」に関する当社の下記応募について、平成28年4月DD日付募集要領を承認のうえ、同封する入札書のとおり入札を申し込みます。

記

1. 応募申込時の受付番号	
2. 入札負担金単価	同封「入札書」のとおり
3. 入札保証金額	同封「入札書」のとおり
4. 入札保証金返還時の口座	
銀行名	
支店名	
預金科目	普通 ・ 当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人の氏名	
5. 連絡先 担当者名 住所 電話 FAX E-mail	

平成 年 月 日

## 共同負担意思確認書 (共同負担の意思がある場合)

東北電力株式会社 御中

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

印

当社は、貴社が主宰する「福島県相馬エリアにおける電源接続案件募集プロセス」に関し、平成 28 年 MM 月 DD 日付再接続検討の回答書記載の工事費負担金を共同負担する意思があることを表明いたします。

記

1. 応募申込時の受付番号	
2. 連絡先 担当者名 住所 電話 FAX E-mail	

## 共同負担意思確認書

(共同負担の意思がない場合)

東北電力株式会社 御中

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

印

当社は、貴社が主宰する「福島県相馬エリアにおける電源接続案件募集プロセス」に関し、以下の理由により、平成28年MM月DD日付再接続検討の回答書記載の工事費負担金を共同負担のうえで、連系等を行うことを希望いたしません。

なお、当社は、電源接続案件募集プロセスにおいて当社が行ったすべての行為（接続検討申込み、契約申込み等、応募、入札等）が無効となることを承認し、当社が支払った入札保証金が没収されることに異議を述べません（但し、連系等を希望しない理由が、再接続検討の回答における工事費負担金が接続検討の回答における提示額を超過することである場合、及び天災地変、戦争、暴動、内乱その他不可抗力である場合は除きます）。

記

<b>【工事費負担金を負担しない理由】</b>
-------------------------

1. 応募申込時の受付番号	
2. 連絡先 担当者名 住所 電話 FAX E-mail	

平成 年 月 日

## 辞 退 書

東北電力株式会社 御中

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

印

当社は、都合により、貴社が主宰する「福島県相馬エリアにおける電源接続案件募集プロセス」を辞退いたします。  
なお、当社は、上記電源接続案件募集プロセスに関するすべての行為（接続検討申込み、契約申込み等、応募、入札等）が無効となることを承認し、当社が支払った入札保証金を没収されることに異議を述べません（但し、天災地変、戦争、暴動、内乱その他不可抗力によって電源接続案件募集プロセスを辞退せざるを得なくなった場合は除きます。）。

記

1. 応募申込時の受付番号	
2. 連絡先 担当者名 住所 電話 FAX E-mail	